

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会 令和3年度第3回評議員会議事録

令和4年3月15日、会長吉村俊雄が、評議員の全員に対して評議員会の決議の目的である事項について下記の内容の提案書を発したところ、当該提案につき、評議員の全員から書面により同意の意思表示を得たので、社会福祉法第45条の9第10項が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条の規定に基づく評議員会の決議の省略により、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。評議員会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、議事録作成者が記名押印する。

記

1. 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

- (1) 議案第1号 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会理事の選任  
原案の通り承認すること。
- (2) 議案第2号 令和3年度補正予算(第三次)  
原案の通り承認すること。
- (3) 議案第3号 令和4年度事業計画・予算  
原案の通り承認すること。

※各議案の内容は、別紙の議案書のとおり。

2. 評議員会の決議があったものとみなされた事項を提案した者の氏名

会 長 吉村 俊雄

3. 評議員会の決議があったものとみなされた日

令和4年3月28日

評議員の全員(64名)の同意書は別添のとおり。

なお、提案事項については特別の利害関係を有する評議員はいなかった。

4. 評議員会議事録作成に係る職務を行った者の氏名

会 長 吉村 俊雄

令和4年 月 日

議事録作成者

会 長

Ⓜ